

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、松岡泉です。通告書に従いまして質問をさせていただきます。引き続きまして、防災ということで、防災の引き続きの状況になりますけども、御了承お願いいたします。

1 件目ですけども、防災対策についてでございます。近年、全国各地で想定を超える規模の自然災害が発生し、ことしも台風の接近、上陸により北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われるなどの甚大な被害に見舞われました。そのたびに、防災対策の不備が指摘されております。しかしながら、残念ながらどの地域も対策が進んでいないようであります。

そんな中、芦屋町では 11 月 2 日に内閣府と町が主催となった芦屋町地震・津波防災訓練が実施されました。防災対策は、町民の安全を確保するための最大課題であります。訓練の成果や今までに得られた教訓は、これからの防災対策に直ちに反映するべきであると考えます。

そこで、今回の訓練の成果をどのように生かしていくのか、また、私が今までに定例会で質問してきました事項について、対応はどうなっているのかお伺いたします。

初めに、防災訓練の実施結果ということでありますけども、ここで初めにですね、この訓練を実施した目的、また、訓練の主眼は何であったかをお伺いたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練の主眼につきましてお答えしたいと思います。

東日本大震災の教訓を生かし、南海トラフ地震などの巨大地震に備えるため、地震・津波訓練を 11 月 5 日の防災の日に先立ち、芦屋町内全域で実施をいたしました。この津波防災の日とは、津波防災の意識を高めるために創設された新しい記念日です。2011 年 3 月の東日本大震災で甚大な津波被害が発生したことから、同年 6 月、津波被害からの国民の生命、身体、財産を保護することを目的に津波対策の推進に関する法律が制定され、この法律で毎年 11 月 5 日を津波防災の日とすることとなりました。そのため、内閣府と市町村主催による地震・津波訓練は、全国 10 カ所で実施され、九州・沖縄エリアでは芦屋町が選定されて、今回実施したということになっております。

訓練の主眼としましては、自らの身を守る安全行動（シェイクアウト訓練）と、防災行政無線を活用して、最寄りの避難場所等への避難を訓練必須項目として行いました。また、芦屋町では、芦屋小学校が航空自衛隊芦屋基地への避難、山鹿・芦屋東小学校につきましては、屋上への避難をどれくらいの時間で避難できるのかというところを検証することを主眼として、今回の訓練は

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

実施をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけれども、今回の訓練であります、内容はですね、情報伝達、シェイクアウト訓練、津波避難訓練、救出訓練、車両パネル展示、炊き出し訓練ということで計画が策定されていたというふうに思います。

今の答弁でありましたけれども、主眼としてはシェイクアウト訓練、あまり私たちが耳にしない言葉ではありますが、釜石のほうで小学生が生き残ってきた、この一番初めに身を守る安全行動、シェイクアウト訓練。それから防災行政無線を活用した最寄りの避難場所への避難の訓練を目玉として、今回は訓練が行われた。それと各学校においてはですね、どのくらいの時間で避難できたのかということで、検証するという意味で今回の訓練をやったということでもありますけれども、こういったことをやった結果ですね、実施上の成果、それから問題点、所見についてどのようにお考えになっているかお伺いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練の成果につきましては、今回の訓練は、小学校と町民を対象とし、地震に対する安全確保行動（シェイクアウト訓練）及び大津波警報が発令された場合の避難訓練を実施し、避難所までのルートの確認や所要時間等を把握することができました。

特に、芦屋小学校の避難訓練に関しましては、大津波警報が発令された場合に、芦屋基地に避難することが、芦屋基地の協力のもと実施することができたということは、大変有意義なものではないかというふうに思っております。芦屋東小学校、山鹿小学校についても、屋上への避難が計画的かつ想定時間内で避難をすることができました。

また、児童に対しては、福岡管区气象台により防災講話を、町民に対しては、遠賀郡消防本部の署長より防災講話を行い、防災意識の高揚と意識づけを行うことができたと考えております。

災害発生時の災害対策本部の設置訓練では、関係機関との連携調整や県を經由しての支援要請等について、行政間の連携を図ることができました。女性防火防災クラブ及び航空自衛隊の炊事班による炊き出し計画においても、計画的に実施することができました。

実施上の問題につきましては、訓練実施につきましては、それぞれ職員を配置し、シナリオどおりに今回は行うことができました。訓練前日に海上保安庁、当日の朝に航空自衛隊のヘリコプ

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ターが飛べなくなったというところがあり、実際のピックアップ訓練ができなかったことにつきましては、非常に残念だったというふうに思っておりますし、それに対しまして、急遽のことでしたので、情報伝達が十分に行えなかったことが反省になるかと思っております。

防災行政無線が屋内にいると聞こえないだとか、聞き取りにくいという問題点がありまして、その対応として、今後、導入しております防災行政無線が自動に録音され、内容確認ができるテレドームがありますので、町民に対して今後も周知を図っていきたいと考えております。

訓練の所見につきましては、町全体での定期的な訓練や、各自治区ごとでの訓練を今後も実施していく必要があるのではないかと考えております。

また、災害が発生した場合の避難所や避難場所、情報収集・伝達の方法等についても、機会を捉え、町民に周知を行い、防災意識の啓発及び向上を今後とも図っていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

実はこの訓練につきましても、私の一番心配するところでありましたので、また、自分が今まで自衛官として務めたところの救出訓練もあるということで、これは非常にインパクトが強いということでありましたので、とりあえず中学校のほうに行きましてですね、生徒さんがどのように動くのかなと思ったら、全然見えなかったので、ちょっと残念だなあと。また、救出演技の位置に移動してですね、写真でも撮って、皆さんの動向もどうかなと思っただけですけど、実際動きがなかったので、ちょっと残念な状況でした。

後は炊き出し訓練の方でもですね、皆さん方しっかりやっておられたのと、車両展示、パネル展示とかあって、そういう意味からすると意識向上にはつながったのかなというふうに思うんですけど。

今、答弁がありましたように、成果、所見ですね、それから問題点等を聞いていますと、それぞれですね、やはり成果報告を出す場合には、そういったことで自分の主眼に対してですね、どうであったかと、達成状況については分析されるかと思うんですね。しかし、その主眼に対してよかったということでもありますけど、私ちょっと疑問点がありまして。6つくらいあるんですけど、

1つはですね、避難行動に関する芦屋基地との協定。今回、芦屋基地に非難するような話で、行動させたということですけども、実際そういった現状において、芦屋基地を使えるような現状になっているのかどうかですね。協定がどうなって、調整はどうなっているのか。実際起こったときに、じゃあそういった門を開けて受け入れる態勢をしてくれているのかとか。そのための訓

練をやったのかというのが重要なことだと思うので、この点をお聞きしたいと思います。

それから、2 点目ですけど、シェイクアウト訓練。これですけど、釜石の小学生たちが生き延びた 1 つの行動ですけど。これについては、アメリカのほうでも、そういったシェイクアウト訓練をやることによって被害を極減してきたと。これについては習慣化するのかどうかですね。今回、一応訓練でやったということなんですけども、これ以降どうなる。この考えについてはどうかということですね。

3 点目ですけど、学校ですが、シェイクアウト後の避難行動はどうなっているかということがあります。地域防災計画によりますと、学校の子供たちはどのように行動するようになっているかということ、屋上に逃げるようには何も書いてはありません。地震発生の際、どこに行くかグラウンドに移動するというのが明記されています。東小学校については、緊急避難場所としてはですね、津波は該当してないですね。それから、芦屋小学校と山鹿小学校については、津波の場合は、一応、緊急避難場所として指定されています。でも実際ですね、芦屋小学校、山鹿小学校についても、本当に津波の際、避難場所として使用できるのかどうかという疑問があります。この点はどうなのか。

それから 4 つ目ですけども、行政間の連絡調整について成果があったように書いてありますけども、これはどのような連絡調整が常日ごろからやられているのか。今回どのような成果があったかということについてお伺いします。

5 つ目ですけど、情報伝達というのが非常に重要だと思います。私は一番初めの定例会において、出席した際に、情報伝達が重要ですよということを訴えました。今回、テレドームがあるからということで、やっぱり聞きづらいところがあったんですが、テレドームで一応、補填はできるよということなんですけども、やはり情報伝達というのはですね、正しい情報をいち早く皆さんにお伝えすることが重要かと思います。そういった意味で、このテレドームというのはまず 1 つ、どういったものかということをお伺いします。

それと 6 つ目に、私が定例会で提案いたしました太宰府や狭山市で取り組んでおります情報伝達を的確にするための手段について、こういったことを検討した結果、今後どのような取り組み行われるかの 6 点についてですね、お答えをお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、順次お答えをしていきたいと思えます。

芦屋基地との協定等々についてどうなのか。芦屋基地との避難に関する協定については、協定等は現在締結はしておりません。また、芦屋町基地対策協議会により、基地に対して、毎年、災

害発生時の緊急避難場所として開放を要請・要望事項としてお願いをしております。基地としては、一時的な避難場所としての必要性は理解しているということではございますけれど、国防上の問題や、夜間や祝日等々の体制等、さまざまな問題がありますので、町としましては、今後とも協議検討を進めていきたいというふうに考えていますし、今回のこの訓練につきましては、平日、自衛隊に関しましても、隊員さんが全員いるという状況の中で、まず 1 回訓練をしたいという形の中で申し入れをいたしまして訓練ができた。1 回訓練することによって、小学生たちもどういうルートを通って避難所まで行けるのかということもありますし、そういう第一歩だというふうに考えております。町民も含めた中で、今後、避難ができるのか。基本的には津波警報まででしたら、大丈夫ではないかという形で、ハザードマップでは海岸線でとまるという形になっておりますし、これがもし不測の事態として、大津波警報が出て 10 メートル以上の津波が来るとなった場合に、自衛隊のほうに避難をさせていただきたいという形の中で要望して、それとあと今後どういうふうに詰めていくかというところは、ちょっと検討をしていかないといけないというふうには考えております。

次にシェイクアウト訓練を習慣づけるというところの件につきましては、現在のところ、今回、初めて行いました訓練ですので、現在のところ、この取り組みについては考えておりませんが、シェイクアウト訓練は短時間で場所も選ばずにできるという利点がございますので、今後、検討はしていきたいというふうに思っておりますし、意識向上を含めた中で、防災の日でしたり、9 月 1 日や津波の日、今回の 11 月の 5 日といった記念日に、こういう訓練をするということも 1 つ検討できるのではないかとこのように思っております。

あと、学校でのシェイクアウト訓練後の避難行動につきましては、芦屋東小学校の緊急避難場所につきましては、体育館を避難場所として想定しているため、西川からの氾濫等を想定して、津波、河川の氾濫、内水氾濫について、不適と判断しているために、地域防災計画の中で載せていないという状況になっております。

しかし、津波の避難につきましては、高台への避難が原則という形になっておりますので、小学校につきましては、3 階建ての屋上に避難することにつきましては問題ないというふうに思っておりますし、大体高さが 11 メートル程度ありますので、万が一、10 メートル級の津波が来ても、校舎についても耐震構造されておりますので、大丈夫ではないかというふうに考えております。

芦屋小学校と山鹿小学校につきましても、町が作成しました津波ハザードマップの想定では、芦屋部につきましては、芦屋海岸でまでしか津波は到達しない想定となっておりますし、山鹿部につきましては、津波が遠賀川を溯上し、河口堰でぶつかって、汐入川から浸水していくという想定となっております。山鹿部の農地であります表耕地が浸水するような形となっておりますの

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

で、山鹿小学校までは浸水の被害はない想定ですので、屋上に避難を行えば大丈夫だというふう
に考えております。ただし、芦屋小学校につきましては、先ほど申しました大津波警報が出た場
合は 10 メートル以上想定されるというところで、芦屋基地への避難をというところの中で考え
ておるところでございます。

行政間の調整につきましては、まずこの今回の訓練を実施するに当たり、まず県や自衛隊、海
上保安庁、警察等々との訓練内容のすり合わせ、調整をすることによりまして、横とのつながり
ができたのではないかとというふうに思っております。

町としましては、災害要請につきましては、福岡県を通じての要請を行わなければならないと
いうことがありますので、県との要請につきましても、今回の訓練等で連携が取れたというふう
に思っております。

他の防災機関につきましても、要請に応じてどのような対応ができるのか、今回の訓練で知る
ことができましたし、実際に災害が起こった場合の必要な要請ができるのではないかと考えてお
ります。

あと放送関係のテレドームに関しましては、天候状況により防災行政無線が聞き取れなかった
場合や、聞き逃した場合、放送を自動的に録音し、録音した内容を電話回線を使って聞くことが
できるようになっております。電話番号につきましては 0180-999-992 のほうにかけていただ
ければ、防災行政無線が何か鳴ったなというときには、自動的にそこで録音をしておりますので、
内容を聞くことができます。これにつきましても、広報のほうには定期的に 2 回、情報として載
せるようにはしておりますし、今後、こういうテレドームがあるということの周知については、
行っていきたいというふうに思っております。

それと、6 点目の定例会のときの提案につきましては、言われました太宰府市等で導入されて
おります「災害情報配信サービス」という形で、これにつきましては登録された方々に対して、
電話、ファックス、メール等で伝えるというシステムだという形で聞いておりますし、これにつ
きましましては、今後、また導入経費やランニングコスト等々、調査研究を進めて、別の手段で情報
を配信できる仕組みについて検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

答弁いただきましたけども、今、やっぱり疑問点というのは、今後もですね、改善していただ
きたいと、真剣に取り組んでいただきたいと思います。特にですね、小学生の対応に関して、子
供たちの命を守るということは、非常に、一番、私たちにとっては大事なことだと思われま

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

それで対策を講じる上でですね、大丈夫じゃないかというレベルじゃなくて、必ず「大丈夫です。」と答えられるような根拠を持ってですね、対策を講じるようにしていただきたいと思います。

それと情報伝達ですが、やはりですね、混乱している中、状況悪い中ですね、伝達するのは非常に難しいです。しかし、これを怠ると、後の行動に全てに影響しますので、この情報伝達を的確に迅速に行うということについてもですね、真剣な取り組みをお願いしたいと思います。

それと、行政機関との連携ですが、これも常日ごろからですね、やっておかないと実際起こったときにやり始めていると、そういった一つのそごにおいてですね、そごを生じて対策が遅れたり、初動の対応が遅れたりするということでもありますので、注意してもらいたいと思います。

それで、今回のこの訓練において実施された結果が、地域防災計画に反映されるようなことがございますか。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回の訓練につきましては、地域防災計画の中で何か変えるというところまでの反映する事項は特段ございませんでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

ないということでもありますけれども、注意深く見守ってもらって検討していただきたいと思います。先ほども言いましたように、小学校の緊急避難場所の指定についてはですね、まだまだ、ちょっとどうかなと思われるところがあるかと思いますので、今後の検討としていただきたいと思います。

次に移りますが、（2）ですが、役場の職員の皆さんの勤務時間中、震度 6 弱の地震が発生した場合の職員の初動対応についてお伺いします。この震度 6 弱の地震が勤務中に起こった場合、職員の皆さんはどのように対応をするようになっているかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域防災計画に基づき、町域で震度 5 以上の地震が発生した場合には、町長を本部長とした災害対策本部を設置し、各所管課の課長及び消防団長等の招集を行います。

職員につきましては、災害及び被害状況により、地域防災計画の初動体制、分掌事務及び職員

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

災害応急マニュアルに基づいて対応していくこととなります。ただし、分掌事務は被害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長（町長）の命により変更されることもございます。

勤務時間内に地震が発生した場合の職員対応としましては、配備についてない場合も常に地震に関する情報、本部関係の指示に注意する。職場を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。不急の行事、会議、出張等は中止する。正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機をする。避難対応としては、地震がおさまるのを待ち、施設の来客者等を、一時的に安全な場所へ誘導する。負傷者が出た場合については、応急手当及び重傷者については、遠賀郡消防本部のほうに連絡をとるというふうになります。

被害の状況の取りまとめとしましては、各班で収集した被害情報を簡潔に取りまとめ、総務班へ文書で報告を行います。

報告内容としましては、人的被害・建物被害・公共土木施設の被害状況。主に避難対策として、食料・飲料水・生活支援物資等の供給。医療・保健衛生対策等の状況。対策実施上の利用可能な施設・資材の現状。対策要員の人身に係わる事故。対策要員補充・応援要請。応急対策資材・車両等の調達要請。広報活動実施の要請。自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣要請等々を行うような形で取り決めを行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

職員の初動対応についてですけれども、これですね、前回の定例会で私がお話しておりました。今回ですね、全ての部署に回って、皆さんのこの初動対応マニュアルがどのようになっている、どのように運用されるか確認したかったんですけども。実際はですね、ちょっと全部回れなくて、二、三カ所になってしまったんですけども。それで、マニュアルがあることは皆さん御存知のようでしたが、自分たちの責務や任務分担についてはですね、まだ周知されておりました。これにつきましてはですね、この災害応急マニュアル、職員用のやつですけど、手引きがしっかりと総務課から各部署に配付されております。この部数も多分全員には行き渡っていないし、係長さんまで行っているかどうかもちょうと疑問で、コンピューターの中に入っておりますというような返答もありました。実際、災害時にコンピューターから出している余裕はありませんね。そういうことではありますが、この 33 ページにですね、班別行動計画についての記載がありまして。実は、事前にですね、所要事項について検討するようにちゃんと書いてあるんです。そういうことで、この対応マニュアルの徹底と各課の任務分担体制を整える必要があると思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、松岡議員さんが言われましたように、このマニュアルについては、職員全員という形の中で、最初作成したときには配付しておりますし、その以後更新しておりますので、更新のものにつきましては、このグループウェアの中で見れるような形で閲覧できるようにしております。ただし、言われました各細部の実施すべき任務分担につきましては、多分、作成されておられませんので、今後の検討課題と考えております。総務課としましては、各所管課含めて 13 課という形でありますので、早急に行うことはちょっと難しいところもありますけど、順次各所管課と、協議を行いながら、その任務分担体制については整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

かなめはやはり対策、応急対策をやっていただける皆さん方が全てだと考えます。そういうことでしっかりとですね、マニュアルもあります。そういうことでしっかりと取り組んでいただければと思います。

防災対策の最後になりますけど、私が何回も防災、減災対策についてお伺いしてきましたが、4つの点についてお伺いします。

1つは自主防災組織の防災マップの作成について、28年の第2回定例会でお伺いしました。それから豪雨災害に関する防災タイムラインの作成について。これ、平成27年の4月、それから備品等の確保について。

前回なんですけど、これは明確に質問しませんでしたけど、3日の備蓄でいいのか。どういったものを備えつけるのかという話の中で7日間必要じゃないのかと。チラシの方にもありまして、熊本で足りなかったということがございます。そういうことで質問させていただきました。

避難所の表記についてですけど、我が町における緊急避難場所、一時避難場所として指定している避難場所の表記について、ちょっと不適切ではないかということで、平成27年の第2回、初めて私が定例会で質問した時にお伺いしました。

この4点についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

4 点についてお答えいたします。

自主防災組織、各自治区ごとというか、自主防災組織による防災マップにつきましては、避難訓練等々行った地域につきましては、そのときに作成しておりますので、2 地区という形になりますけれど。それ以外につきましては作成されておられませんので、自主防災組織と協議を行いながら、支援をしていきたいというふうに考えております。各自治区の状況によって、避難場所や状況等が違っておりますので、そこら辺については考えていきたいというふうに思っております。まず、自主防災組織で図上訓練等を実施していただくように要請をいたしまして、その中で防災マップや危険箇所、避難場所、避難ルート等を含んだマップづくりを支援していきたいというふうに考えております。

次に、こういうタイムラインの作成という形で、これにつきましても鬼怒川の大災害が起こったところで、タイムラインがあったほうがいいのではないかというふうな質問がありまして、その後、遠賀川河川事務所のほうでも動きがございまして、遠賀川河川事務所と協議を行い、28 年度、本年度に大雨、台風を想定した場合のタイムラインについては作成しております。

その次、備蓄食糧、今言われました 7 日間程度必要ではないか。町では現在 3 日間という形の中で備蓄食糧をやっているという状況になっておりますので、この備蓄食糧につきましても、29 年度より、予算につきまして、増額予算を要望して備蓄食糧をふやしていきたいというふうに思っておりますし、それを一度にその分ということは難しいと思っておりますので、備蓄食糧も大体 5 年間しか備蓄ができませんので、5 年ローテで買いかえていくというような形の中での配備をするという形で考えていきたいなと思っております。

それとあと、芦屋町社会福祉協議会が事業主体となって、日本財団の助成事業を活用した事業を行って、災害時における避難所や福祉施設等の運営及び災害ボランティアセンターに必要な資機材を装備できるよう、社会福祉協議会のほうが申請をしておりますので、そこら辺が整いますとまた新たな備品が購入できるのではないかというふうに思っております。

それと表記につきましては、27 年度の第 2 回定例会から言われましたように、なかなか進んでいなかった状況でございますけれど、29 年度の予算のほうに計上しまして、避難所の表記を変更するような形で、種別ごとにわかるような表記をする形で考えておりますので、29 年度以降に予算計上した中で、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。1 件目をこれで終わりますので、2 件目に移らしていただきま

す。

2 件目はですね、住民とともに進めるまちづくりについてでございます。

社会や生活環境の変化に伴い、新たな地方自治を確立することが求められております。町は、町と住民がまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりが必要であるとの認識のもと、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に向けて、平成 20 年 4 月に芦屋町住民参画まちづくり条例を制定いたしました。町の最高位計画に位置づけられております第 5 次振興計画では、最初の第 1 章、住民とともに進めるまちづくりとして、基本目標が明示されております。また、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても政策目標Ⅳ、戦略 2 で「みんなでつくるあしや 協働のまちづくり」として計画が策定されており、町と住民が一体となった協働体制が芦屋町の将来を語る上で、最も重要なテーマであるということが伺えます。しかしながら、条例が制定されて 8 年もの時がもう既に過ぎております。こういった状況の中、この重要課題に対する取り組みについては、町と住民協働のまちづくり推進の基礎となる人材の育成や施策の推進について主体があると考え、不適切さを感じるわけでありませう。

そこで、今後のビジョンについて伺いいたします。住民参画まちづくり条例第 8 条に 1 から 10 の参画の手法が記されておりますが、この参加者であります、参画成果についてどう捉えておられるか伺いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

住民参画を推進するため、町の大きな計画の策定においては、できるだけ複数の住民参画手法を採用するよう全庁的に取り組んでおります。

昨年度策定しました芦屋町総合振興計画の後期基本計画では、住民アンケートや審議会、各種団体意見交換会のほか、中学生アンケートや住民ワークショップ、住民説明会など従来の後期基本計画策定では行っていなかった住民参画手法も取り入れ、より多くの意見を反映することができたと考えております。

パブリックコメントにつきましても、毎年四、五件の計画等に対し、貴重な御意見をいただいているところですが、結果として「意見が少ない」とか、住民説明会においても「参加者がいつも同じ」だとかいう声があるなど、まだ十分な成果が出ているとは言えない部分もあります。

なお、先ほど議員さん言われました条例第 8 条の 10 号まで参画手法がいろいろあるわけですが、この 1 年間の主な取り組み内容につきまして、若干紹介したいと思っております。

まず、(2) にアンケート調査があるのですが、このアンケート調査の実施につきましては、

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

8 月から 9 月にかけて町民 2, 0 0 0 人を対象に、公共施設等総合管理計画策定に係るアンケート調査を実施しました。

（4）の地域懇談会の開催では、2 月から 3 月にかけて、田屋・はまゆう区などを対象に、タウンバスはまゆう路線の利用向上に向けたニーズの把握のため、地域懇談会を開催しております。

（5）の公募等による住民会議等の開催については、公共施設等総合管理計画や地域福祉計画の策定委員、住民参画推進会議委員など、公募いたしております。

（7）のワークショップの活用では、5 月から 6 月にかけて、西祇園橋の建てかえに伴うグレドアップについて、地元の方 1 1 名の参加のもと開催いたしております。

（8）のパブリックコメントですが、4 月から 6 月にかけて、第 2 次芦屋町ボランティア活動推進計画や芦屋町教育大綱というものにつきまして実施をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

それではですね、住民参画まちづくり条例第 3 条第 1 項に自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本とすること、第 2 項に芦屋町総合振興計画の実現のため、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めることが基本理念として示されております。また、現在情報の共有を図るために情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」が作成されております。しかしながら、目的を達成するためには、さらに実現に向けての行動計画が必要であると思います。そういうことで、この情報ガイドブックの内容とその行動計画の策定がどうなっているかお伺いたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

住民参画を具体的に推進していくために、住民参画推進会議を設置しておりまして、行動計画の策定など検討を重ねてきました。その中で住民参画まちづくり条例の基本理念でもある「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進める」という情報共有の重要性について、その具体的な手法をまとめた情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」を策定することとし、この冊子を行動計画の第一段階と位置づけ、全戸に配布いたしました。

この冊子では、町がどのように情報を提供し、どのように住民の皆さんから意見を収集しているのかなど 4 つのテーマに分け、イラストも多く使いながら住民目線でわかりやすい内容に努め

ました。

まず、「町のことを知りたい」というテーマでは、「広報あしや」やホームページ、行政情報コーナーなど 8 項目について、次に「意見を言ってみよう。伝えてみよう」というテーマでは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、ワークショップなど 4 項目について、「町の活動に参加してみよう」というテーマでは、自治区加入やボランティア活動センターなど 3 項目について、最後の「職員と一緒に活動しよう」というテーマでは、自治区担当職員制度について、それぞれ紹介している内容でございます。

あと、先ほど、それぞれの町と住民の責務と役割のものと考え方のことが言われたかと思いますが、住民参画まちづくり条例では、第 4 条に、町の責務として、住民に対して住民参画の機会を提供するとともに、説明責任を負い、住民に対し積極的に情報を提供すること。さらに第 6 条では、町職員の責務として、まちづくりの専門スタッフとしてその知識や技能等の向上に努めることとなっております。

第 7 条では、住民の権利と義務につきまして掲載されているわけですが、まちづくりに関する情報を知る権利と、まちづくりに参画する権利を有するとともに、まちづくりに関心を持ち、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持つこと。さらに、地域活動に積極的に参画することが、住民自治を守り、育てるものであることを十分認識し拡充に努めるとなっております。

このように、それぞれの役割的なもの、義務的なものの記載はありますが、いずれにしても、先ほどお話ししました参画手法の進化を図りながら、今後検討するとともに、現在、自治区担当職員制度の中でも、いろいろな取り組みも進められていますので、機運の醸成等も図りながら実践できる行動計画を住民参画推進会議等の議論を踏まえて、策定したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

答弁ありましたけど、やはり私は、その進捗が遅いのではないかなと捉えるわけですね。この住民参画のまちづくり、行動計画の策定ですけど、今、情報を流す程度で皆さんと情報を共有する状況の段階にしかきていないと。もう自治区ではですね、このように、これ八代市のやつなんですけど、しっかりとつくってあるんですね。そういうことで、今、地域が元気じゃないといけない時期にちょっと遅れているかなと私は思います。そういう意味で、この計画の構想だけでも、またはいつごろできるかという予測は立たないんですか。お願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほどお話ししましたように、まずは行動計画の第 1 ステップとして、情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」の実践や啓発に努めていくという必要性が高いと判断していますので、そのための講演会やシンポジウムなどの実施を検討しております。その後、協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりにつながるような踏み込んだ行動計画を策定したいと考えておりますが、現時点で明確な策定時期は決まっておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

しっかり進捗状況を進めていただいて、前へ前へ進むようにですね、頑張っていただければと思います。

次ですけれども、地域コミュニティの推進が十分に図られているかということなんですが。住民参画のもと、暮らしやすいまちをつくるためには、私は各自治区が元気であるということが必要だと思います。自治区担当職員制度が、平成 26 年 8 月から地域の課題をサポートすることを目的に導入されております。また、この制度は住民参画まちづくり条例第 5 条第 2 項に先ほど答弁がございましたように、町長の責務である町づくりへの高い意欲と能力を持った職員を育成するということになっており、期待もするところであります。

本制度は、5 つの段階で区分されて構成されております。28 年度では各自治区がステップの 2 に来ている計画になっております。自治区活動の実態について理解する段階と、ここに進むようになっておりますけれども、現時点における自治区担当職員制度の運用は、効果が上がっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

自治区担当職員制度は、これは平成 26 年 8 月に住民参画まちづくり条例に基づいた協働のまちづくりの実現のため、現在 156 名全ての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的としてスタートしております。

この制度の目的ですけれども、職員と住民の協働により、各自治区ごとの計画を策定し、その計画に基づいた活動を通して、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現を目指しております。今年度は、ステップ 1 の職員と住民が顔見知りになる。それとステップ 2 の自治区活動の実態に

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ついて理解する。この 2 つの活動を実施しております。

御質問の効果が上がっているのかにつきましては、まだ取り組みの半ばですけれども、一斉清掃や町民体育祭、夏祭りやグラウンド・ゴルフなどのイベントに職員がサポート役として参加しております。平成 26 年度には延べ 77 名、平成 27 年度は延べ 164 名の職員が参加しております。それと、区長さんを対象としたアンケートでは、「参加した職員とコミュニケーションが図られた」、「人手不足で困っていたので大変助かった」、「区内の危険箇所等を一緒に確認できてよかった」などの意見が挙げられており、参加した職員からも前向きな意見が多く報告されており、一定の成果があがっているのではと考えております。個人的にも、区の行事に 2 度、3 度と繰り返し参加することで確実に顔見知りの方もふえ、直接住民の方の声を聞くことは、自分自身にとっても、また仕事の面でもいろいろと役に立っているというふうに考えております。

なお、今年度ステップ 2 に取り組んでいる自治区は 8 自治区となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

現在 8 地区、自治区 30 ありますので、まだ 1 段階のところはかなりあると。3 分の 1 が予定どおり進んでいるというように判断されるということでもあります。

ステップ 2 ではですね、自治区の要請を改め、テーマごとに意見交換をするということになっているんですけど、自治区から要請をしなければならないというふうになっているということなんですが、自治区からの要請は現在ありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

自治区担当職員制度は、各自治区からのいろいろな行事の参加要請とか、そういったものがもとで行っておりますので、今年度から取り組みを始めたステップ 2 についても、各区長さんから事前にこういったことをやりたいというようなことの要請をいただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

それではですね、立ち遅れています 22 自治区なんですけども、格差が出てくるというのは理解はできます。やはり、それぞれに住んでおられる皆さんの状況によってですね、取り組みの進

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

度も違ってくるかなと思いますが、そうはいつでも、底上げをしていかなければ追いつかない自治区もあるということなので、行政としてはですね、そういった協力、支援、理解を賜っていかねばならないと思うんですが、行政としては、そういったばらつきについての対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

ステップ 2 では、職員が自治区の方との意見交換等を行う中で、その地域の課題を発掘し、その解決方法について協議・検討を行います。初めての取り組みでもありますが、会議の内容や自治区の方、職員の双方の考え方にも多少のばらつきがあると感じております。このため所管としては、職員と区長さんのステップ 2 の方向性というか、それを合わせる意味でも、テーマや考え方等について、事務局と一緒に事前の打ちあわせ等を行っております。

また、それぞれ区長会や班長会議、職員の班長会議がございますけれども、そういったことを通してステップ 2 の事例等を報告して、参考となるような事例については、その都度紹介して、それぞれ調整を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、やはり困っておられる自治区、先行する自治区、そういったところ、情報よく共有しながらですね、一緒に対話を重ねながらやっていただきたいと思うんですけれども。そういったことなんですが、計画によりますとステップ 2、この職員のみなさんが参加していただけるのが、年 3 回を上限としております。こういった 3 回の程度で十分な取り組みができるのかどうか、ちょっとこれについてはですね、上限を緩和できないかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る、職員担当制度で御質問いただいているわけですが、何せ平成 26 年これ、きっかけはですね、職員がまず自治区の中に入って、地域をまず理解してほしいということから始まったわけですが、そして、芦屋町職員、町内者、町外者、大体 50% ずつぐらいでございます。町内者の方との自分の町以外の区の名前も知らないという人もいました。町外者はもちろん知りません。そういうことで、この芦屋という町をまず知っていただくと。まず知らないと住

民サービスができない、住民奉仕ができないということで始まっておるわけでございます。

今、議員、結局、年に 2 回、3 回少ないのではないかというような御質問でございますが、職員もその自分の職務を持った中での、結局、時間の調整とかですね、やっておりますので、結果をですね、早急に求めるということはちょっと御勘弁いただきたいと思います。これはやはり 5 年、10 年、やはり長期にわたって、そしてその経験した職員が次の職員にそれを伝えるということであろうかと思っておりますので、その辺、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

過早な成果を求めるなという町長の御意見、指導でありましたけれど、私はですね、遅れている理由をちょっと言いますと、実は、後継者づくりが非常に皆さん、自治区では問題であるし、心配されるところだと思うんですね。この職員制度が 26 年から 28 年度ということで 2 年しかたっていない中で、成果はあまり求められないというのはわかるんですが、実はこのまちづくり条例をつくったのは平成 20 年、先ほどから何度も言っていますけど、8 年経過している中で、自治区ではですね、後継者がいない。今、自治区の区長さん、年齢平均いくつぐらいと言いますと 70 を当然超えられてるじゃないかと思うんですね。そうした場合、徐々に自治区を引っ張っておられる区長さんたちは、高齢者になります。後継者はいません。どうするんですか。そうした場合ですね、やはり私がここで言いたいのは、後継者づくりを早くやっておかなくちゃいけなかったんじゃないですかということなんですね。やはり人づくりというのは、大変な長期間を要します。人間をつくるというのは。発掘から養成する、研修させる、そういった人たちの費用弁償も考えなくちゃいけないとか。そういった中でやっけていかななくちゃいけない。今は人材確保が難しい状況にある中で、じゃあどうかいうと、自治区のこの職員制度は私はそれでいいと思います。ただ、自治区が元気がないとですね、住民参画といっても、意見を拾おうと思っても、みんな何も答えられませんよ。8 年たつてのんびりしているわけじゃないじゃないですか。やはり人材育成、重要じゃないですか皆さん。やはり、こんなところにはですね、お金をかけていただいて、育てることが重要じゃないんですか。自治区は困っていると思います。そういう意味でですね、やはりこの職員制度でですね、この人材育成を考えるとすればですね、どうなるかという、ステップ 5 のときにですよ、この職員制度でやっ問題が拾われて、自治区の後継者がいないんだよな。それからですよ、人を育てて 5 年間かかってやったら 10 年後ですよ。そんなことしてたんじゃ、自治区が潰れるじゃないですか。そういう意味で、私はここでお願いしているんですね。まあ次にですね、時間もなくなってきたので、ここで結論も申し上げますけど、

平成 28 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

やはり自治区の加入率が悪いわけですね。集中改革プランで言われていますけど、平成 27 年 4 月 1 日 61.7%。それ以降は集中改革プランではよくなるというふうに書いてありますが、全然よくなっているように私は思いませんし、自治区の区長さんたちがいろいろな取り組みをやっています。加入推進グッズ配布、加入促進キャンペーン、ふえませんよ、絶対に、そんなことしたって。メリットが低減しているんですから。メリットがないんですから。デメリットばかりですよ。誰もだから入らないからふえない。だからそこに工夫がいるじゃないですかという提言なんです。やはり何かをやらないと加入率は全然ふえません。そうすると先ほどの防災対策なんかで言っても、誰か要支援者を守っていくとかつくりたいと思ってもできません。自治区がやっぱり頑張らないと。そういった元気な自治区をつくるために、執行部は頑張らなくちゃいけないじゃないですか。そういうことですね、まだ、るる、ちょっと質問さしていたんですけども。私は、もう本当に自治区が頑張らないと町は廃れますよ、まあそういうことで訴えさせていただきます、もう時間がないのでこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。